

# 鉱物掘採業

## 免税の要件

- 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営んでいることが必要です。
- 削岩機、動力付試すい機（ボーリング機械）、鉱物の掘採事業を営む方の事業場（鉱物の掘採作業、砂利洗浄作業及びこれらに付随する選別、加工、積込、廃土石の処理又は運搬等の作業を行う場所）内において専ら鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込及び運搬のために使用する機械の動力源の用途であることが免税要件です。
- 機械としては、削岩機、試すい機、パワーショベル、ブルドーザー、砂利採取車、ショベルローダー、ダンプカー等で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない（いわゆるナンバープレートをつけていない）ものが該当します。

## 申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

（最長でも令和9年3月31日まで）

※①	免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
※②	誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 法人名の記載された社員証等、定款
⑤	機械の写真（前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの、アワーメーター等の数値のわかるもの）
⑥	機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できるもの（写） （カタログ・スペック表・発注書など）
⑦	機械の使用権確認書類 自己所有の場合 → 償却資産台帳(写)、償却資産申告書(写)、売買契約書(写)など 自己所有でない場合 → リース契約書（写）
⑧	機械の所在地が確認できる書類（写）（略図・地図など）
⑨	鉱業、採石業、砂利採取業に係る登録証（写）、鉱物掘採事業に係る採石許可証（写） のいずれかのもの

【免税証の交付】…有効期間は1年を超えない範囲で設定。

※⑩	免税証交付申請書（第16号の21様式）
⑪	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※⑫	免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式）。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）を記入のうえ、ご提出ください。

（裏面もご確認ください。）

## 免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第 16 号の 30 様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し